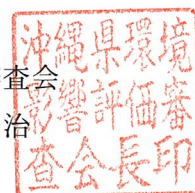




環 評 審 第 21 号
令 和 元 年 9 月 4 日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会
会 長 宮 城 邦 治



主 要 地 方 道 南 風 原 知 念 線 (地 域 高 規 格 道 路 南 部 東 道 路) 整 備 事 業 に 係 る 事 後 調 査 報 告 書 の 審 査 に つ い て (答 申)

平 成 31 年 4 月 26 日 付 け 沖 縄 県 諮 問 環 第 1 号 で 諮 問 の あ っ た み だ し の こ と に つ い て 、 別 添 の と お り 答 申 し ま す 。



(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 本審査会の現地調査（令和元年5月13日実施）において確認した内容について

(1) 法面緑化について

H28 南部東道路改良工事（4工区-3）の施工箇所において、工事の実施により森林が分断されている状況を確認した。当該箇所では工事前に行われた改変範囲の再踏査の結果によると、クロイトカゲモドキ、オキナワヤマタカマイマイ等の重要な動物が確認されていることから、動物の生息環境を新たに創出する必要がある。

また、主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る環境影響評価書（平成23年9月）（以下「評価書」という。）では「造成法面については緑化を図ります」と記載されていることから、法面については、播種等により緑化を図らせること。

(2) アマチジョウガマについて

H28 南部東道路改良工事（4工区-1）の施工箇所において、アマチジョウガマ周辺の森林が幅員約40mの道路で分断されていることを確認した。アマチジョウガマで生息が確認されているオキナワコキクガシラコウモリについては、事業者が平成27年度に実施した学識者ヒアリングにおいて、「森林域を幅約40mで分断すると、本種は開けた箇所を飛翔しない習性をもつため、採餌環境が大幅に縮小される可能性がある」とされている。

現在、本島中南部の洞窟性コウモリの生息数が激減している状況において、生息洞となっているアマチジョウガマ及びアマチジョウガマ周辺の森林はコウモリの採餌環境として重要な場であることから、残された生息環境をこれ以上縮小させないよう、アマチジョウガマ及び周辺の森林の保全について、南城市を含め関係機関と調整させること。

2 騒音について

つきしろ学園近傍の工事における騒音の事後調査結果は、評価書の予測結果80.7dBを4.2dB超過する84.9dBであった。事業者は、その原因について「工事内容をバックホウによる土砂掘削から、大型ブレーカによる岩掘削に変更したため」としているが、評価書に記載した環境保全措置では「低騒音型・低振動型の建設機械を使用します」としていることから、岩掘削時においても低騒音型の建設機械を使用させること。また、事業実施区域は、掘削すると琉球石灰岩が出現するような地質であることから、騒音に配慮が必要な施設周辺において工事を実施する際には、周辺の土工事の状況や地質調査結果等から、岩

掘削が生じる箇所を予測させ、予め必要となる環境保全措置を検討させること。

また、評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合にあっては、変更の内容及び理由を明らかにするとともに、変更前後の内容を対比することにより、変更部分を明らかにさせること。

3 赤土等による水の濁りについて

(1) 河川等の水の濁りの状況について

濁度及び浮遊物質量の調査結果について、調査地点 St.14 の降雨当日調査結果は平成 27 年度に実施した工事前の調査結果と比較すると、濁度は 30 度から 57 度、浮遊物質量は 23mg/L から 44mg/L へ増加している。

については、St.14 の濁りの増加原因を考察させ、必要に応じて追加の環境保全措置について検討させること。

(2) 河川等の底質の状況について

SPRS の調査結果について、調査地点 St.12 の降雨当日調査結果及び降雨後調査結果は、平成 27 年度に実施した調査結果と比較すると、降雨当日調査では 850kg/m³から 1,700kg/m³、降雨後調査では 650kg/m³から 2,300kg/m³へ増加している。

については、St.12 の SPRS の増加原因を考察させ、必要に応じて追加の環境保全措置について検討させること。

4 水象及び地下水の水質について

(1) 地下水位について

地下水位の事後調査結果について、調査地点 No.17 の夏季調査結果は工事前の調査結果と比べ約 30cm 低下しており、事業実施区域及びその周辺には洞窟が多数存在していることから、地下水位の低下により洞窟環境が悪化している可能性がある。事業者は低下した原因について、「少雨であったことの影響が考えられます」と考察しているが、他の調査地点 No.18 及び No.25 の調査結果では No.17 のような低下は見られないため、降水量以外の原因が考えられる。

については、No.17 周辺の施工状況等と事後調査結果を照らし、工事の実施に伴う地下水位低下の影響についても考察させること。また、必要に応じて道路の透水性舗装の効果について調査を行わせること。

(2) 排水計画について

評価書では排水計画について、「佐敷 IC～つきしろ交差点区間の石灰岩質部は、透水性が高く河川がみられないことから、地下浸透による排水処理とします」としており、「具体的な排水先などは、詳細設計時に検討します」としている。

については、詳細設計が完了次第、具体的な排出先及び地下浸透箇所のボーリング調査結果を事後調査報告書に記載させること。

5 陸域植物について

(1) 緑化計画について

評価書では緑化計画について、「周辺植生と同様の樹種での植栽を行う方針」としており、切土部（石灰岩質部）の植栽については、「オオイタビ（ヒメイタビを含む）を採用予定ですが、草本等在来種の種苗生産状況や市場流通状況等については工事発注段階で再度調査します。」としている。在来種の種苗生産状況によっては、事業者自らが種苗を準備する必要があることから、早期に市場流通状況等を調査させ、より具体的な緑化計画を示させること。なお、ヒメイタビは周辺に生育していないため、改めて周辺の植生調査を行わせ、採用する樹種を再検討させること。

(2) 特定外来生物ツルヒヨドリについて

新たに林縁部が出現した 10 件の工事のうち、5 件の工事について、「林縁部の法面において、特定外来生物であるツルヒヨドリの侵入を確認したため、駆除を行いました」としている。平成 28 年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求 3(1)で知事が求めたとおり、ツルヒヨドリは道路構造物の存在及び工事車両の通行により拡散しやすくなるおそれがあることから、月一回程度の調査時だけでなく、現地で作業を行っている施工業者にも、改変範囲や林縁部において、ツルヒヨドリを確認した際には、随時、駆除を行うよう協力を求めさせること。なお、事業者には、環境省が作成した「特定外来生物 ツルヒヨドリ」のパンフレットにより説明させる等、施工業者へ見分け方や駆除の方法について指導させること。

6 陸域動物について

(1) アマチジョウガマのモニタリングについて

事後調査結果と評価書の調査結果との比較では、「評価書時と事後調査におけるオキナワコキクガシラコウモリの推定生息数は同程度のレベルで維持されている」としている。

しかしながら、事後調査では、評価書時の調査箇所であるウーブで調査を行っていないため、同程度のレベルとはいえない。

については、事後調査結果と評価書の調査結果を適切に比較できるよう、ウーブを含め評価書時と同じ調査箇所で開催させること。また、推定生息数を「瞬間最大の出洞数と入洞数の合計値」としているが、個体数を重複し記録している可能性があることから、個体数が重複しないよう出洞数だけで比較する等、推定生息数の算定方法を再検討させること。

(2) 設置した進入防止柵について

進入防止柵が設置された 10 件の工事のうち、8 件の工事については、工事の実施に伴う進入防止柵の破損が確認されており、「進入防止柵の効果が十分に機能していない状況」であったとしている。進入防止柵の破損対策に関しては、平成 27 年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求 4 で知事が求めているが、未だ改善が見られない。

については、進入防止柵が破損する原因を究明し、改善策を検討の上、その内容を施工業者へ指導する等、適切な進入防止柵の設置及び維持管理を行わせること。

7 確実な環境保全措置の実施について

改変範囲周辺の重要な植物種の生育状況の事後調査結果について、H29 南部東道路橋梁下部工工事（大城ダム 1 号橋 A1）の施工箇所において、生育状況が低下した個体が確認されたが、事業者はその原因を「工事資材を改変範囲外に設置したことによる個体への傷害」としている。改変範囲周辺の重要な植物種の保全に関しては、平成 27 年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求 2 で知事が「看板設置による注意喚起や防護柵設置等」を求めているが、いまだ個体への傷害が確認されている。

については、今後このようなことのないよう、看板設置による注意喚起や防護柵設置等を行うとともに、施工業者に対し工事着手前に指導を徹底させること。